ダイナースクラブカード／TRUST CLUB カード会員規約

■改定内容一覧　　2022 年 4 月 1 日改定

現行 条番	現行 項番	改定後 条番	改定後 項番	現行	改定後
1	3	1	3	3．本会員および家族会員を総称して「会員」といいます。なお、当社が会員に対し発行するダイナースクラブカードおよびTRUST CLUB カードと当該カードにかかるカード情報**（ カード表面の会員名、カード番号、カードの有効期限ならびに暗証番号および裏面のセキュリティコードをいう）**を併せて「カード」といいます。	3．本会員および家族会員を総称して「会員」といいます。なお、当社が会員に対し発行するダイナースクラブカードおよび TRUST CLUBカードと当該カードにかかるカード情報**（カードに記載の会員名、カード番号、カードの有効期限ならびに暗証番号および裏面のセキュリティコードをいう）**を併せて「カード」といいます。
3	2	3	2	2．会員は、当社からカードを貸与されたときは、直ちに、**カード表面**に記載された氏名が会員自身のものであることを確認のうえ、所定の署名欄に当該会員自身の署名をするものとします。所定の署名欄に自署した会員本人でなければ、当該カードを使用することができないものとします。	2．会員は、当社からカードを貸与されたときは、直ちに、**カード**に記載された氏名が会員自身のものであることを確認のうえ、所定の署名欄に当該会員自身の署名をするものとします。所定の署名欄に自署した会員本人でなければ、当該カードを使用することができないものとします。
3	3	3	3	3．会員は、他人にカードが利用されることがないよう善良なる管理者の注意をもってカードを管理、使用するものとし、特に次のような行為はカード管理義務違反となりうることをあらかじめ承諾するものとします。 （1）カードが盗取されるまたは第三者に不正に利用されるおそれのある場所にカードを放置すること。 （2）飲酒等により正常な判断が困難な状態においてカードを提示または利用すること。 （3）覚えのない相手からの**電子メールへの返信や**、アクセスしたことのないサイト等に**カード**を能動的に入力すること。 （4）理由のいかんを問わず、カードの管理を第三者（家族を含みます。以下同じ。）へ委ねること。	3．会員は、他人にカードが利用されることがないよう善良なる管理者の注意をもってカードを管理、使用するものとし、特に次のような行為はカード管理義務違反となりうることをあらかじめ承諾するものとします。 （1）カードが盗取されるまたは第三者に不正に利用されるおそれのある場所にカードを放置すること。 （2）飲酒等により正常な判断が困難な状態においてカードを提示または利用すること。 （3）覚えのない相手等からの**電子メールやSMS、およびソーシャルネットワークサービス等のソーシャルメディアを通じての返信や**、アクセスしたことのないサイト等に**カード情報等**を能動的に入力すること。 （4）理由のいかんを問わず、カードの管理を第三者（家族を含みます。以下同じ。）へ委ねること。
3	7	3	7	7．カードが第三者によって不正利用をされているまたはそのおそれがあり、不正利用を回避するため当社が必要と認めた場合、会員に事前の通知なく直ちに当社はカード利用の停止、またはカードを無効とし、新たなカードを発行することができるものとし、会員は、あらかじめこれを承諾するものとします。この場合、会員は、当社が行う不正な利用の被害に関する調査に協力するものとします。	7．カードが第三者によって不正利用をされているまたはそのおそれがあり、不正利用を回避するため当社が必要と認めた場合、会員に事前の通知なく直ちに当社はカード利用の停止、またはカードを無効とし、新たなカードを発行することができるものとし、会員は、あらかじめこれを承諾するものとします。この場合、会員は、当社が行う不正な利用の被害に関する調査に協力するものとします。**また、上記の措置により保留または拒否となったカード利用について、会員が再度利用しようとする場合は、会員自身があらためてカード利用のための操作を行うものとします。**
28	1	28	1	1．会員は、**加盟店にカードを提示し、所定の売上票にカード裏面の署名と同じ署名を行うことにより**、商品の購入またはサービスの提供を受けることができます。**ただし、加盟店に端末機が設置されている場合には、その所定の手続に従っていただくことがあります。なお、通信販売等当社が特に認めた場合には、注文書への署名等当社指定の方法によるものとし、カードの提示を省略できる場合があります。また、当社が適当と認めた加盟店（インターネット等によるオンライン取**	1．会員は、**加盟店にカードを提示するとともに、会員自身が所定の端末機に暗証番号を入力することもしくは読み取らせることにより、または所定の売上票等にカードの署名と同じ署名をすることにより**商品の購入またはサービスの提供を受けることができます。**ただし、端末機の故障の場合もしくは別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していただくことがあります。**

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>引等を行う加盟店を含む）においては、売上票への署名を省略しまたは署名に代えて暗証番号を端末機に入力する等当社が適当と認める方法によって商品の購入またはサービスの提供を受けることができます。</td><td></td></tr>
<tr><td>28</td><td>2</td><td>28</td><td>2</td><td>2．カードの種類がIC カードの場合には、当社が指定する加盟店においては、売上票への署名に代えて、会員自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。ただし、端末機の故障等の場合もしくは別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していただくことがあります。</td><td>2．前項の規定にかかわらず、会員は通信販売等や当社が適当と認めた一部の加盟店においては、カードを提示せずカード情報等を通知することにより商品の購入またはサービスの提供を受けることができます。この方法でカード利用する場合、加盟店によっては本人認証サービスの利用その他加盟店所定の方法によることを求める場合があります。この場合には会員は当該方式に従ってカード利用するものとします。</td></tr>
<tr><td>28</td><td>4</td><td>28</td><td>4</td><td>4．当社は、会員のカードが第三者によって不正に使用されるおそれがあると判断した場合、端末機を通じ、会員のカード利用を保留または拒否し、加盟店または加盟店契約会社からの照会によって当該カード利用を承認することがあり、この場合、会員は、当社が所定の本人確認を行うことをあらかじめ承諾するものとします。</td><td>4．当社は、会員のカードが第三者によって不正に利用されるおそれがあると判断した場合、会員のカード利用を保留または拒否し、加盟店または加盟店契約会社からの照会によって当該カード利用を承認することがあり、この場合、会員は、当社が所定の本人確認を行うことをあらかじめ承諾するものとします。また、上記の措置により保留または拒否となったカード利用について、会員が再度利用しようとする場合は、会員自身があらためてカード利用のための操作を行うものとします。</td></tr>
<tr><td>30</td><td>3</td><td>30</td><td>3</td><td>3．
（5）会員は、リボルビング残高の全部または一部を繰り上げて返済することができるものとします。この場合、会員は当社へ事前に連絡のうえ、当社の指定日に当社の指定金額を当社指定の金融機関口座へ振り込む方法により返済するものとします。また、そのリボ手数料は、支払日の翌日から繰り上げ返済日までの日数に対して年365 日（うるう年の場合は366 日）の日割によって算出した額とし、支払元金とあわせて支払うものとします。</td><td>3．
（5）会員は、リボルビング残高の全部または一部を繰り上げて返済することができるものとします。この場合、会員は当社へ事前に連絡のうえ、当社の指定日に当社の指定金額を当社指定の金融機関口座へ振り込む方法により返済するものとします。また、そのリボ手数料は、支払日(金融機関の営業日に関わらず、締切日の翌月10日、ただし金融機関によっては8日。）の翌日から繰り上げ返済日までの日数に対して年 365 日（うるう年の場合は 366 日）の日割によって算出した額とし、支払元金とあわせて支払うものとします。</td></tr>
<tr><td>30</td><td>6</td><td>30</td><td>6</td><td>6．本会員は、当社が適当と認めた場合、次に記載するショッピング支払タイプを選択することができるものとします。ただし、当社が適当でないと判断した場合、当社は本会員が選択したショッピング支払タイプを変更できるものとします。
【ショッピング支払タイプのご案内】
<table>
<tr><th>支払タイプ</th><th>国内加盟店</th><th>海外加盟店</th></tr>
<tr><td>なんでもリボ</td><td>すべてリボルビング払い</td><td>すべてリボルビング払い</td></tr>
<tr><td>えらんでリボ（A タイプ）</td><td>一回払い・ボーナス一括払い・リボルビング払い・二回払い（TRUST CLUB カードのみ）・分割払い（TRUST CLUBカードのみ）を選択</td><td>すべてリボルビング払い</td></tr>
<tr><td>えらんでリボ（B タイプ）</td><td>一回払い・ボーナス一括払い・リボルビング払い・二回払い（TRUST CLUB カードのみ）・分割払い（TRUST CLUBカードのみ）を選択</td><td>すべて一回払い</td></tr>
</table>
※指定されなかった場合は、自動的に「えらんでリボ（B）」が設定されます。</td><td>6．本会員は、当社が適当と認めた場合、次に記載するショッピング支払タイプを選択することができるものとします。なお、法令に基づく場合、会員の与信に重大な懸念が生じた場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合、その他合理的な理由がある場合、当社は会員に事前の承諾を得ることなくショッピング支払タイプを変更する場合があることを会員はあらかじめ承諾します。
【ショッピング支払タイプのご案内】
<table>
<tr><th>支払タイプ</th><th>国内加盟店</th><th>海外加盟店</th></tr>
<tr><td>なんでもリボ</td><td>すべてリボルビング払い</td><td>すべてリボルビング払い</td></tr>
<tr><td>えらんでリボ（A タイプ）</td><td>一回払い・ボーナス一括払い・リボルビング払い・二回払い（TRUST CLUB カードのみ）・分割払い（TRUST CLUBカードのみ）を選択</td><td>すべてリボルビング払い</td></tr>
<tr><td>えらんでリボ（B タイプ）</td><td>一回払い・ボーナス一括払い・リボルビング払い・二回払い（TRUST CLUB カードのみ）・分割払い（TRUST CLUBカードのみ）を選択</td><td>すべて一回払い</td></tr>
</table>
※指定されなかった場合は、自動的に「えらんでリボ（B）」が設定されます。
※「なんでもリボ」を選択された場合でも、ショッピングリボ利用可能枠を超えるリボルビング利用残高がある場合は、当社の判断により「えらんでリボ（B）」に変更できるものとします。</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>TRUST CLUB カード別表</td>
<td>【リボルビング払いのご案内】</td>
<td>TRUST CLUB カード別表</td>
<td>【リボルビング払いのご案内】</td>
<td>2.支払方式および支払元金
<table>
<tr><th>締切日の利用残高</th><th>定額コース
（元金定額方式）</th><th>フレックス変額コース
（残高スライド方式）</th></tr>
<tr><td>5万円以下</td><td rowspan="14">会員があらかじめ指定した金額
（1万円単位）
※ご入会時の支払元金は2万円が自動的に設定されます。</td><td>1,500円</td></tr>
<tr><td>10万円以下</td><td>2,500円</td></tr>
<tr><td>25万円以下</td><td>5,000円</td></tr>
<tr><td>35万円以下</td><td>7,500円</td></tr>
<tr><td>50万円以下</td><td>10,000円</td></tr>
<tr><td>75万円以下</td><td>15,000円</td></tr>
<tr><td>100万円以下</td><td>20,000円</td></tr>
<tr><td>125万円以下</td><td>25,000円</td></tr>
<tr><td>150万円以下</td><td>30,000円</td></tr>
<tr><td>175万円以下</td><td>35,000円</td></tr>
<tr><td>200万円以下</td><td>40,000円</td></tr>
<tr><td>250万円以下</td><td>50,000円</td></tr>
<tr><td>300万円以下</td><td>60,000円</td></tr>
<tr><td>以後100万円ごとに</td><td>2万円加算</td></tr>
</table>
※定額コースおよびフレックス変額コースにおいて、支払元金が利用残高の1.00%を下回る場合には、利用残高の1.00%が支払元金となります（例：元金定額方式・支払元金毎月2万円の設定で利用残高が300万円の場合、支払元金は利用残高300万円の1.00%の3万円となります）。
※TRUST CLUB クリア Visaカードおよび TRUST CLUB クリア マスターカードの支払方式および支払元金につきましては、「TRUST CLUB クリアカード特約」をご覧ください。
<u>※支払元金が取り決めた金額以下となる場合は、利用残高全額が支払元金となります。</u>
※ご希望によりボーナス月の増額支払いの設定も可能です。</td>
<td>2.支払方式および支払元金
<table>
<tr><th>締切日の利用残高</th><th>定額コース
（元金定額方式）</th><th>フレックス変額コース
（残高スライド方式）</th></tr>
<tr><td>5万円以下</td><td rowspan="14">会員があらかじめ指定した金額
（1万円単位）
※ご入会時の支払元金は2万円が自動的に設定されます。</td><td>1,500円</td></tr>
<tr><td>10万円以下</td><td>2,500円</td></tr>
<tr><td>25万円以下</td><td>5,000円</td></tr>
<tr><td>35万円以下</td><td>7,500円</td></tr>
<tr><td>50万円以下</td><td>10,000円</td></tr>
<tr><td>75万円以下</td><td>15,000円</td></tr>
<tr><td>100万円以下</td><td>20,000円</td></tr>
<tr><td>125万円以下</td><td>25,000円</td></tr>
<tr><td>150万円以下</td><td>30,000円</td></tr>
<tr><td>175万円以下</td><td>35,000円</td></tr>
<tr><td>200万円以下</td><td>40,000円</td></tr>
<tr><td>250万円以下</td><td>50,000円</td></tr>
<tr><td>300万円以下</td><td>60,000円</td></tr>
<tr><td>以後100万円ごとに</td><td>2万円加算</td></tr>
</table>
※定額コースおよびフレックス変額コースにおいて、支払元金が利用残高の1.00%を下回る場合には、利用残高の1.00%が支払元金となります。（例：元金定額方式・支払元金毎月2万円の設定で利用残高が300万円の場合、支払元金は利用残高300万円の1.00%の3万円となります）
※TRUST CLUB クリア Visaカードおよび TRUST CLUB クリア マスターカードの支払方式および支払元金につきましては、「TRUST CLUB クリアカード特約」をご覧ください。
※ご希望によりボーナス月の増額支払いの設定も可能です。</td>
</tr>
<tr>
<td>TRUST CLUB カード別表</td>
<td>【キャッシングサービスおよびカードローンのご案内】</td>
<td>TRUST CLUB カード別表</td>
<td>【キャッシングサービスおよびカードローンのご案内】</td>
<td>2. カードローン支払方式および支払元金
<table>
<tr><th>締切日の利用残高</th><th>定額コース
（毎月元金定額返済）</th><th>フレックス変額コース
（残高スライド方式）</th></tr>
<tr><td>5万円以下</td><td rowspan="14">毎月元金定額返済、または
ボーナス併用返済
※ご入会時の支払元金は、
2 万円で設定されます。</td><td>1,500円</td></tr>
<tr><td>10万円以下</td><td>2,500円</td></tr>
<tr><td>25万円以下</td><td>5,000円</td></tr>
<tr><td>35万円以下</td><td>7,500円</td></tr>
<tr><td>50万円以下</td><td>10,000円</td></tr>
<tr><td>75万円以下</td><td>15,000円</td></tr>
<tr><td>100万円以下</td><td>20,000円</td></tr>
<tr><td>125万円以下</td><td>25,000円</td></tr>
<tr><td>150万円以下</td><td>30,000円</td></tr>
<tr><td>175万円以下</td><td>35,000円</td></tr>
<tr><td>200万円以下</td><td>40,000円</td></tr>
<tr><td>250万円以下</td><td>50,000円</td></tr>
<tr><td>300万円以下</td><td>60,000円</td></tr>
<tr><td>以後100万円ごとに</td><td>2万円加算</td></tr>
</table>
※定額コースおよびフレックス変額コースにおいて、支払元金が利用残高の1.00%を下回る場合には、利用残高の1.00%が支払元金となります。
（例:毎月元金定額返済・支払元金毎月2万円の設定で利用残高が240万円の場合、支払元金は利用残高240万円の1.00%の2万4千円となります。）ただし、TRUST CLUBプラチナ マスターカードについては、支払元金が利用残高の3.00%を下回る場合には、利用残高の3.00%が支払元金となります。（例:毎月元金定額返済・支払元金毎月2万円の設定で利用残高が240万円の場合、支払元金は利用残高240万円の3.00%の7万2千円となります。
<u>※支払元金が取り決めた金額以下となる場合は、利用残高全額が支払元金となります。</u>
※フレックス変額コースの新たな利用および他のコースからフレックス変額コースへの変更はできません。</td>
<td>2. カードローン支払方式および支払元金
<table>
<tr><th>締切日の利用残高</th><th>定額コース
（毎月元金定額返済）</th><th>フレックス変額コース
（残高スライド方式）</th></tr>
<tr><td>5万円以下</td><td rowspan="14">毎月元金定額返済、または
ボーナス併用返済
※ご入会時の支払元金は、
2 万円で設定されます。</td><td>1,500円</td></tr>
<tr><td>10万円以下</td><td>2,500円</td></tr>
<tr><td>25万円以下</td><td>5,000円</td></tr>
<tr><td>35万円以下</td><td>7,500円</td></tr>
<tr><td>50万円以下</td><td>10,000円</td></tr>
<tr><td>75万円以下</td><td>15,000円</td></tr>
<tr><td>100万円以下</td><td>20,000円</td></tr>
<tr><td>125万円以下</td><td>25,000円</td></tr>
<tr><td>150万円以下</td><td>30,000円</td></tr>
<tr><td>175万円以下</td><td>35,000円</td></tr>
<tr><td>200万円以下</td><td>40,000円</td></tr>
<tr><td>250万円以下</td><td>50,000円</td></tr>
<tr><td>300万円以下</td><td>60,000円</td></tr>
<tr><td>以後100万円ごとに</td><td>2万円加算</td></tr>
</table>
※定額コースおよびフレックス変額コースにおいて、支払元金が利用残高の1.00%を下回る場合には、利用残高の1.00%が支払元金となります。
（例:毎月元金定額返済・支払元金毎月2万円の設定で利用残高が240万円の場合、支払元金は利用残高240万円の1.00%の2万4千円となります）ただし、TRUST CLUB プラチナマスターカードについては、支払元金が利用残高の3.00%を下回る場合には、利用残高の3.00%が支払元金となります。（例:毎月元金定額返済・支払元金毎月2万円の設定で利用残高が240万円の場合、支払元金は利用残高240万円の3.00%の7万2千円となります）
※フレックス変額コースの新たな利用および他のコースからフレックス変額コースへの変更はできません。</td>
</tr>
</table>

21LC-0446-202204

個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項

■改定内容一覧　　2022 年 4 月 1 日改定

現行条番	現行項番	改定後条番	改定後項番	現行	改定後
1	3	1	3	3．**会員等は、以下の当社の提携会社（以下「共同利用会社」という）が、本条第１項（1）（2）（3）（5）の個人情報を必要な保護措置を講じたうえで、次の各号に定める目的のために利用することに同意します。三井住友トラスト・ホールディングス株式会社ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社（金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いといたします）** **目的：** **（1）共同利用会社の金融商品、信託商品およびサービスの申込・相談の受付。** **（2）犯罪収益移転防止法等に基づく会員等の確認等や金融商品、信託商品およびサービスの利用資格の確認。** **（3）市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品、信託商品およびサービスの研究や開発。** **（4）金融商品、信託商品およびサービスに関する各種提案（ダイレクトメールおよび電話、電子メール等によるものを含む）。** **（5）共同利用会社において経営上必要な各種リスクの把握および管理。**	3．**会員等は、次の各号に定める当社提携会社（以下「共同利用会社」という）が、別に定める個人情報を必要な保護措置を講じたうえで、所定の利用目的のために利用することに同意します。** **（1）三井住友トラスト・ホールディングス株式会社ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社（金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いとします）** **（2）当社が提携カードを発行する提携会社** **各共同利用会社の名称、住所、法人代表者氏名、ならびに共同利用される個人情報、および利用目的については、次の当社ホームページ「個人情報の共同利用について」に記載のとおりとします。** **ダイナースクラブカード https://www.diners.co.jp/ja/privacy_law.html** **TRUST CLUB カード https://www.sumitclub.jp/ja/privacy/law.html**
3	1	3	1	1．会員等は、当社、共同利用会社、当該機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。**なお、開示の請求は以下に連絡するものとします。** **（1）当社および共同利用会社への開示請求は、末尾記載のお客様相談室宛に行うものとします。また、開示請求手続きについては、当社のホームページ等で案内しております。** **（2）当該機関への開示請求は、前条第４項記載の個人信用情報機関宛に行うものとします。**	1．会員等は、当社、共同利用会社、当該機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。**ただし、当社および共同利用会社に対する開示請求手続については、次の当社ホームページ「保有個人データの開示請求手続きについて」の定めに従うものとし、当該機関に対する開示請求手続きについては、前条第4項記載の個人信用情報機関宛に行うものとします。** **ダイナースクラブカード https://www.diners.co.jp/ja/privacy_law.html** **TRUST CLUBカード https://www.sumitclub.jp/ja/privacy/law.html**

LC-349-202204